

臨床研修歯科医の処遇・年次有給休暇について（最重要）

※プログラムA・B共通

①常勤または非常勤の区分

常勤とする。

②研修手当、勤務時間および休暇に関する事項

・研修手当

月額 190,000 円を支給する。（※支給額は令和8年度実績）

・諸手当

住宅手当、時間外手当、食事補助

・勤務時間

1週の勤務時間：37時間30分

1日の実働時間：7時間30分

※始業開始は原則8：30からだが、業務上必要な際には、始業時間・終業時間を繰り上げ・繰り下げる場合がある。

・休日

月曜から土曜までのいずれか1日間

日曜・祝祭日、年末年始*、本学の創立記念日、その他指定された日

・休暇

(1)年次有給休暇*：18日まで

(2)特別休暇（冠婚葬祭など）は本学の就業規則による。 *詳細は別記する。

③時間外勤務および当直に関する事項

時間外勤務および当直ともに原則としてないが、業務上、研修上特に必要がある場合、勤務時間外または休日に勤務を命じることが有る。

④宿舎の有無

あり

⑤白衣

無償貸与あり

⑥社会保険・年金

加入する。

労働保険（公的医療保険、公的年金保険、雇用保険）適用の有無
適用する。

労災保険

加入する。

歯科医師賠償責任保険

研修医全員が個人で加入する。（必須）

健康管理

年1回定期健康診断を実施する。

⑦自主的な研修活動に関する事項（研究会への参加の可否および費用負担の有無）

学会等への参加は、当該指導歯科医の許可を要する。

学会等への参加費用は、参加者の個人負担とする。

* 休日

- ・ 年末年始休み（例年12月29日～1月3日の6日間）

* 休暇

(1) 年次有給休暇について

- ・ 年次有給休暇は年間18日までを上限として付与する。

有給休暇には、以下のものがすべて含まれる。

① 休暇

② 事故、病気（業務上発生した事故等については考慮する）による欠勤

③ 就職活動等のための欠勤

④ 学会等への参加

⑤ その他個別の事由